



犯罪被害者の人権を考える

毎月 11 日は「人権を確かめあう日」です

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであり、国においても、犯罪等を抑止するための取り組みが進められています。

しかしながら、様々な形態の犯罪等は跡を絶ちません。ある日突然、何の落ち度もない人々が犯罪に巻き込まれ、平穏な日常を奪われてしまいます。

犯罪被害者やその家族・遺族の方々は、犯罪そのものにより心身に直接的な被害を受けるだけでなく、その後も精神的・経済的な「二次的被害」を受けることとなります。また、周りの人々はこうした気持ちを十分に理解しているとはいえ、被害者が誤解されたり、うわさ話や詮索によりさらに苦しめられたりすることも少なくありません。



犯罪被害を受けた方やその家族・遺族が、被害から立ち直り、地域において再び平穏に過ごせるようになるためには、被害者の声に耳を傾け、社会全体として取り組むことが大切です。犯罪被害者の視点に立ち、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指しましょう。

犯罪被害者が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。

「犯罪被害者週間」

犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めた「犯罪被害者基本法」の成立日である 12 月 1 日を最終日とする一週間を「犯罪被害者週間」と定め、犯罪被害への理解増進を図るための啓発事業等を実施しています。

「宇陀市犯罪被害者等支援条例」

犯罪被害にあわれた方の被害の早期回復を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的として、犯罪被害者等の支援に関する基本理念、及び、市の施策を総合的に推進するための基本的事項を定めています。

宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は
☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp



2023. 12